

広告バナー掲載申込書

平成 年 月 日

函南町観光協会 様

下記の内容にて、函南町観光協会 Web サイトへの広告バナー掲載を申し込みます。その際、当協会が提示する「広告バナー掲載概要」、「広告バナー掲載基準」の内容に同意し遵守いたします。

【掲載申込者】

ふりがな 会社名			
ふりがな 担当者名	印		
住所	〒 - 静岡県		
電話番号	055 - -	FAX番号	055 - -
E-mail	@ ※例) info @ kannami.net		
申込者区分	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 準会員 <input type="checkbox"/> 非会員		

【掲載内容】

ホームページアドレス	http://
掲載期間	平成 年 月 1日 ~ 平成 年 3 月末日 (カ月間)
バナーデータ	<input type="checkbox"/> 用意します <input type="checkbox"/> 無料バナー希望 <input type="checkbox"/> 有料バナー希望
広告内容	

【ご送付宛】

〒419-0124 静岡県田方郡函南町塚本 920-3 函南町観光協会事務局
電話：055-978-9191 / FAX：055-957-0950

広告バナー掲載概要

広告を出稿していただける企業様を広く募集しております。

ホームページの SEO 対策・アクセスアップ等に、当協会 Web サイトの広告バナー枠をお役立てください。

広告バナー概要

1. サイズ : 190 (幅) × 60 (高さ) px
2. 形式 : JPEG、GIF (アニメーション不可・透過不可)
3. データ容量 : 30KB 以下
4. 募集単位 : 1 年間 (4 月 1 日 ~ 翌年 3 月末日)

※広告バナーは、原則として掲載申込者様にてご用意いただきます。何らかの理由によりご用意できない場合は、無料バナー又は、有料バナーを作成いたします。無料又は有料バナーをご希望される場合は、申込書にご記入ください。

- 無料広告バナー : 広告媒体名を元に、簡単な文字バナーを作成させていただきます。無料で作成させていただくため、デザインの変更や修正などは、承ることができませんので予めご了承ください。
- 有料広告バナー : リンク先サイトのテイストで、ご希望に添ったバナーを作成させていただきます。

掲載料金表

会員区分	料 金
会 員	12,000 円 / 年 @1,000 円
準 会 員	15,000 円 / 年 @1,200 円
非 会 員	20,000 円 / 年 @1,700 円

※途中から掲載を希望される場合は、翌月 1 日～月割りで料金を計算いたします。

お申し込み方法

記入例をご参考に、別紙「広告バナー掲載申込書」に必要事項をご記入ください。

お支払い方法

指定口座にお振り込みいただきます。詳細は後程ご連絡いたします。

広告バナー掲載に関するお問い合わせ

函南町観光協会 事務局

〒419-0124 静岡県田方郡函南町塚本 920-3 TEL : 055-978-9191 / FAX : 055-957-0950

注意事項

- 広告の内容又は、応募者多数等の理由により、広告掲載をお断りする場合があります。
- 申込書提出後は、広告バナー掲載基準に同意し、遵守いただけましたものとします。
- 申込書は、掲載月の 1 ヶ月前までに提出し、掲載日の 10 日前までに掲載料金をお支払いください。

広告バナー掲載基準

この基準は、函南町観光協会 Web サイト、広告バナー掲載に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする他、広告表現における禁止表現及びユーザビリティを保持するためにこの基準を定めるものとする。

1. 広告全般に関する基本的な考え方

当協会 Web サイトに掲載する広告バナーは、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2. 掲載基準

以下に該当する広告は掲載しない。

- (ア) 風俗営業と規定される、または風俗営業類似の業種
- (イ) 消費者金融、たばこ、ギャンブルに関わるもの
- (ウ) 人権侵害、差別、他を誹謗・中傷・名誉棄損のおそれがあるもの
- (エ) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- (オ) 法律に違反しているもの
- (カ) その他、当協会がふさわしくないと判断した場合

3. 広告バナーに関する基準

以下に該当する広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (ア) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」など操作手順の表現
- (イ) アラートマーク、ラジオボタン、テキストボックス等を模した表現
- (ウ) GIF アニメ、Flash など

4. 広告の掲載期間

原則として 1 年単位とする。年の途中から掲載を希望される場合は、翌月 1 日からの掲載とし、掲載料金は月単位で計算する日割り計算はしない。

5. 責任

広告主は、広告の内容および掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

6. その他

この規約に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別紙「広告バナー掲載概要」に定める。

附則：この規約は、平成 21 年 6 月 10 日から施行する。